

静岡県告示第847号

静岡県商品流通調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和3年11月16日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

この調査は、静岡県が作成する「令和2年静岡県産業連関表」作成のための基礎資料を得るため、地域相互における商品流通状況を把握することを目的とする。

2 調査事項

令和2年1月1日から同年12月31日までの1年間における次に掲げる事項について行う。

- (1) 製造品の生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額及び国内向け出荷額
- (2) 製造品の最終消費地域別出荷内訳

3 調査の範囲

令和2年12月31日現在県内に所在する製造業を営む事業所のうち、知事が選定するものについて行う。

4 調査期間

調査の期間は、令和4年2月1日から同年2月28日までとする。

5 調査の方法

調査の対象となる事業所の代表者の郵送による自計申告の方法により行う。